

# 秋田大学における国際交流協定締結等に関する要項

平成22年8月30日  
学 長 裁 定

秋田大学と外国の大学等研究機関（以下「相手大学等」という。）との間で国際交流協定（以下「協定」という。）の締結等を行う場合は、この要項に定めるところによる。

## 1. 協定締結の目的

相手大学等との交流を組織的、継続的に実施することを双方の大学等が認識し、教職員及び学生の交流を通じて本学の教育・研究を国際的水準に高めるとともに、本学の国際貢献を促進することを目的とする。

## 2. 協定の種類

協定は、大学間交流協定および部局間交流協定の2種類とし、締結の証として国際交流協定書（以下「協定書」という。）を取り交わすものとする。また、協定書に付属して学生交流に関する覚書（以下「覚書」という。）を取り交わすことができる。

### (1) 大学間交流協定

大学間交流協定は、複数部局が関係する交流で本学と相手大学等との間で行い、本学側では学長が署名するもの。ただし、次に掲げる場合で国際交流センター企画会議（以下、「企画会議」という。）が適当と認めたものは大学間交流協定とすることができる。

- ① 特定部局に関わるものであっても、将来他部局にも交流の発展が見込まれるもの、または相手大学等から特に要請のあるもの。
- ② その他学長が国際戦略上特に必要と認めたもの。

### (2) 部局間交流協定

部局間交流協定は、本学の特定部局と相手大学等との間で行い、本学側では当該部局長が署名するもの。

## 3. 協定締結の審査基準

以下のすべてを満たすこと。

- (1) 双方の大学等の教育・研究発展のために有益であり、十分な交流実績が期待できること。
- (2) 双方の大学等での窓口教員等連絡調整者が明確であること。
- (3) 相手大学等の教育・研究の質が本学の相手方としてふさわしいと判断できること。
- (4) 大学間協定の場合、2(1)の規定に合致すること。  
更新の場合、上記に加えて以下を満たすこと。
- (5) 締結期間中に、十分な交流実績があると客観的に判断できること。

## 4. 協定の締結手続き

### (1) 大学間交流協定

- ①-1 協定の締結を提案する部局の長は、必要があれば関係する他部局との調整を行い、国際交流協定（大学間）締結申請書（別紙様式1）を作成し、副学長（国際戦略担当）（以下、「副学長（国際戦略担当）」という。）へ申請する。
- ①-2 学長の発意により大学間交流協定を締結しようとする場合で他に適当な部局がない場合は学長自らが申請者となる。なおその場合、学長は実質的な交流窓口となる教員を指名する。
- ② 副学長（国際戦略担当）は、申請された内容を企画会議へ諮り、当該交流協定の締結についてその可否を検討する。
- ③ 企画会議で適当と認められた場合、副学長（国際戦略担当）は、本学の協定書（案）（別紙様式2）及び覚書（案）（別紙様式3）により相手大学等と内容の調整を図った上、締結について役員会の承認を得る。
- ④ 学長は、役員会の決定に基づき、当該協定を締結する。

### (2) 部局間交流協定

部局間交流協定を締結しようとするときは、当該部局の判断において締結し、締結後に、企画会議へ協定書の写しを添えて報告する。

## 5. 協定の更新手続き

### (1) 大学間交流協定

- ① 有効期限の到来を迎える大学間交流協定の申請者（4(1)①-1, 2の申請者）は、必要であれば関係する他部局との調整を行ったうえ、国際交流協定（大学間）締結更新申請書（別紙様式4）を作成し、副学長（国際戦略担当）へ申請する。

- ② 副学長（国際戦略担当）は、申請された内容を企画会議へ諮り、当該交流協定の更新についてその可否を検討し、適当と認められた場合は、相手大学等と更新手続きを進める。  
\*認められない場合は、6(1)①の手続きをとる。
- ③ 学長は、相手大学等との調整結果に基づき当該協定を更新し、役員会へ報告する。

(2) 部局間交流協定

部局間交流協定を更新しようとするときは、部局の判断において更新するものとし、更新後に、企画会議へ協定書の写しを添えて報告する。

6. 協定の終結手続き

(1) 大学間交流協定

- ① 大学間交流協定を終結させようとする申請者（4(1)①-1,2の申請者）は、必要があれば関係する他部局との調整を行ったうえ、国際交流協定(大学間)終結申請書(別紙様式5)を作成し、副学長（国際戦略担当）へ申請する。  
\*5(1)②で更新について否の判断がされた場合は、副学長（国際戦略担当）は窓口部局へその旨連絡するとともに当該申請書を作成し、役員会の承認を得る。
- ② 副学長（国際戦略担当）は、申請された内容を企画会議へ諮り、当該交流協定の終結についてその可否を検討する。
- ③ 企画会議で適当と認められた場合、副学長（国際戦略担当）は、相手大学等と調整を図った上、終結について役員会の承認を得る。
- ④ 学長は、役員会の決定に基づき、当該協定を終結する。

(2) 部局間交流協定

部局間交流協定を終結させようとするときは、部局の判断において終結させるものとし、終結後に、企画会議へ書面により報告する。

7. 協定書の使用言語

原則として英語により作成する。ただし相手大学等の希望により相手国使用言語及び日本語により作成することもあり得る。

8. 協定書の有効期限

協定内容の実質的な有効性を確保するため、協定書及び覚書には原則として5年間を有効とする旨明記し、その起点は締結の日からとする。ただし更新を妨げない。

9. その他

- (1) 窓口教員等連絡調整者が学外へ転出または退職する場合は、申請者（4(1)①-1,2の申請者）はあらかじめその後任を指名し、副学長（国際戦略担当）へ報告する。

附 則

この要項は、平成22年8月30日から実施する。

この要項は、平成24年4月1日から実施する。